

第3 2節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難，物資の輸送等を迅速確実にを行うための輸送の方法等は，本計画の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

被災者，災害応急対策要員の輸送及び救援用物資，応急対策用資機（器）材等の輸送は，それぞれの機関において行うものとする。

主な実施機関

市町村，県（危機管理局、水産課，交通政策課、港湾課），警察本部
四国運輸局徳島運輸支局、徳島空港事務所、小松島海上保安部、四国旅客鉄道(株)、
日本通運(株)、阿佐海岸鉄道(株)、自衛隊

第2 輸送力の確保

災害応急対策を実施する機関は，自ら保有し，又は直接調達し得る車両，船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。

ただし，市町村又はその他の実施機関は，その車両等で不足する場合は，県に応援を要請するものとする。この場合において県は，その必要があると認めたときは，適宜次の方法により所要の措置を講ずるものとする。

1 乗用車，バス及び貨物自動車

四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）を通じ，バス事業者，タクシー事業者又は貨物運送事業者等に協力を求める。

2 特殊自動車

運送事業者所有のものについては，四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）を通じ，建設事業者所有のものについては，県土木部を通じて事業者の協力を求める。

3 船舶

四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）、漁業協同組合及び関係機関等を通じ，船舶運航事業者の協力を求める。また，必要に応じ自衛隊又は小松島海上保安部に対し，船舶による輸送支援を要請するものとする。

4 鉄道

人員，物資及び機材等の輸送について必要あるときは，四国旅客鉄道（株）及び阿佐海岸鉄道

(株)に協力を要請するものとする。

5 航空機

災害応急対策の実施について緊急を要するときは、県消防防災ヘリコプターを活用しながら、必要に応じ、自衛隊、他府県又は小松島海上保安部に対して航空機(ヘリコプターを含む)の派遣を要請するものとする。

6 応援要請の手続

災害応急対策実施機関又は関係各業者に対し応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台(隻)数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

第3 陸上輸送

四国運輸局徳島運輸支局(応神町庁舎)は、関係各機関と連絡を密にして陸上輸送の万全を図るものとする。

第4 鉄道輸送

四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社は、鉄道輸送についての計画を樹立し、要請があった場合、迅速かつ的確な輸送に努めるものとする。

第5 海上輸送

四国運輸局徳島運輸支局(本庁舎)は、関係機関と連絡を密にして海上輸送の確保に努めるものとする。

第6 航空輸送

陸上交通が途絶し、輸送の必要に迫られたときは、その輸送の実施機関は、県にその旨を連絡するものとする。県は自衛隊並びに徳島空港事務所を通じ航空機による輸送の要請を行うものとする。

(注) 輸送確保に関する責任者及び連絡方法
県有自動車数
舟艇数

}を別冊資料編に添付